

審議会答申に基づく防犯カメラ及びドライブレコーダーの運用状況

(報告)

1 新規設置・移設

(1) 防犯カメラ

- | | |
|-----------------|-------|
| ① 漁業取締事務所牛深事務所 | P 1 |
| ② 益城復興事務所 | P 9 |
| ③ 御船高等学校 | P 1 5 |
| ④ はばたき高等支援学校 | P 2 5 |
| ⑤ 博物館ネットワークセンター | P 3 1 |

(2) ドライブレコーダー

- | | |
|-----------------|-------|
| ① 産業技術センター | P 3 9 |
| ② 上益城地域振興局農地整備課 | P 4 5 |

(別紙1)

防犯カメラ等の設置状況

(所属名: 漁業取締事務所)

項 目	内 容
1 設置施設	漁業取締事務所牛深事務所
2 設置の目的	施設の安全管理及び犯罪防止等のため
3 設置根拠 (法令等)	熊本県漁業取締事務所牛深事務所防犯カメラ等の管理に関する要項
4 撮影の対象者	施設利用者、不正侵入者等
5 収集する個人情報 の内容	撮影対象の映像
6 防犯カメラ等の設置を必要とする理由又は事情	施設の安全管理及び犯罪防止等のため

7 カメラの台数 と設置場所	1台 牛深事務所正面玄関左上方壁面
8 録画方法、保 存方法	(1) 録画方法 ☒ 常時録画 ・ 異常時のみ録画 (2) 保存方法 メモリカードで保管 ※異常がない場合はデータを一定期間で上書き更新しながら 常時録画し、異常時は該当部分のデータを保管して運用する。
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 ☒ あり ・ ☒ なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 ☒ あり ・ なし <ありの場合の提供先> 管理責任者の許可を受けた者
10 防犯カメラ等 の取扱要項等	☒ あり ・ なし 公表の方法：所内に掲示
11 その他の特記 事項	

熊本県漁業取締事務所牛深事務所防犯カメラ等の管理に関する要項

- 1 趣旨
この要項は、次項に定める目的のために熊本県漁業取締事務所牛深事務所（以下「事務所」という。）に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。
- 2 カメラの設置目的
カメラは、施設の安全管理及び犯罪防止等のために設置するものとする。
- 3 設置場所等
 - (1) 設置場所、台数等
カメラは、事務所の次の場所に設置する。
事務所正面玄関左上方壁面
 - (2) 撮影対象
カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。
 - (3) 撮影時間
カメラの撮影時間は、終日とする。
 - (4) 録画
カメラで撮影した画像は、録画するものとする。
- 4 責任者の指定
カメラの管理責任者は、取締船「あそ」船長とする。
- 5 録画した映像の管理方法
 - (1) 保管場所
録画した画像は、（以下「画像」という。）管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。
 - (2) 保存期間
画像の保存期間は、1週間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。
 - (3) 画像の閲覧等
 - ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。
 - イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者、所長、副所長及び管理責任者の許可を得た者に限るものとする。
 - ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が1年間保存しておくものとする。
 - (4) 消去
保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。
- 6 設置の表示
カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。
- 7 画像の提供
管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

この要項は、平成30年10月26日から施行する。

2/12に報告

平成 年度 防犯カメラ記録データの閲覧記録簿

漁業取締事務所

閲覧日時	閲覧者	閲覧目的	閲覧したデータの内容	備考
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

平成 年度 防犯カメラ記録データの保管記録簿

漁業取締事務所

保管日時	記録者	保管目的	保管したデータの内容	備考
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				



□床面積=11.70x7.20=84.24㎡



McGraw-Hill


 国産上げ(産前外産・国産共通)
 グラスウール(150mm)
 60mm P5-9, 6(2) クロス

皇仕上呼(或物外間・倉庫内)
五〇四、四四二、五、五(倉庫内)

高圧上げ(内張機仕切・食料用、500mm)
500mm、P.B.-2、5 (鋼板、400mm)
高圧ガラスウール(50mm)詰め


 特許庁 (特許庁)
 〒100-8901 東京都千代田区千代田 1-8-1
 TEL 03-3588-3111 FAX 03-3588-3112

SCO-6083RVPN

(別紙1)

防犯カメラ等の設置状況

(所属名：都市計画課)

項 目	内 容
1 設置施設	益城復興事務所
2 設置の目的	防犯及び施設の安全管理のため
3 設置根拠 (法令等)	
4 撮影の対象者	来所者その他不正侵入者等
5 収集する個人情報 の内容	来所者その他不特定多数の者等、個人の容姿、行動内容等が 識別できる画像
6 防犯カメラ等 の設置を必要と する理由又は事 情	益城復興事務所における防犯及び施設の安全管理のため
7 カメラの台数 と設置場所	1台 正面玄関
8 録画方法、保 存方法	(1) 録画方法 常時録画 (2) 保存方法 HDD媒体により3週間保存上書き
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 なし (2) 異常事態発生時 あり <提供先>
10 防犯カメラ等 の取扱要項等	あり 公表の方法：カメラ設置場所付近への掲示による
11 その他の特記 事項	設置日 平成31年4月1日 執務室に表示板を設置する。

益城復興事務所防犯カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために益城復興事務所に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、益城復興事務所の次の場所に設置する。

正面玄関 1台

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、来所者その他不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、益城復興事務所長とする。

5 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像は、（以下「画像」という。）管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、3週間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を得た者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が5年間（文書の保存期間）保存しておくものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

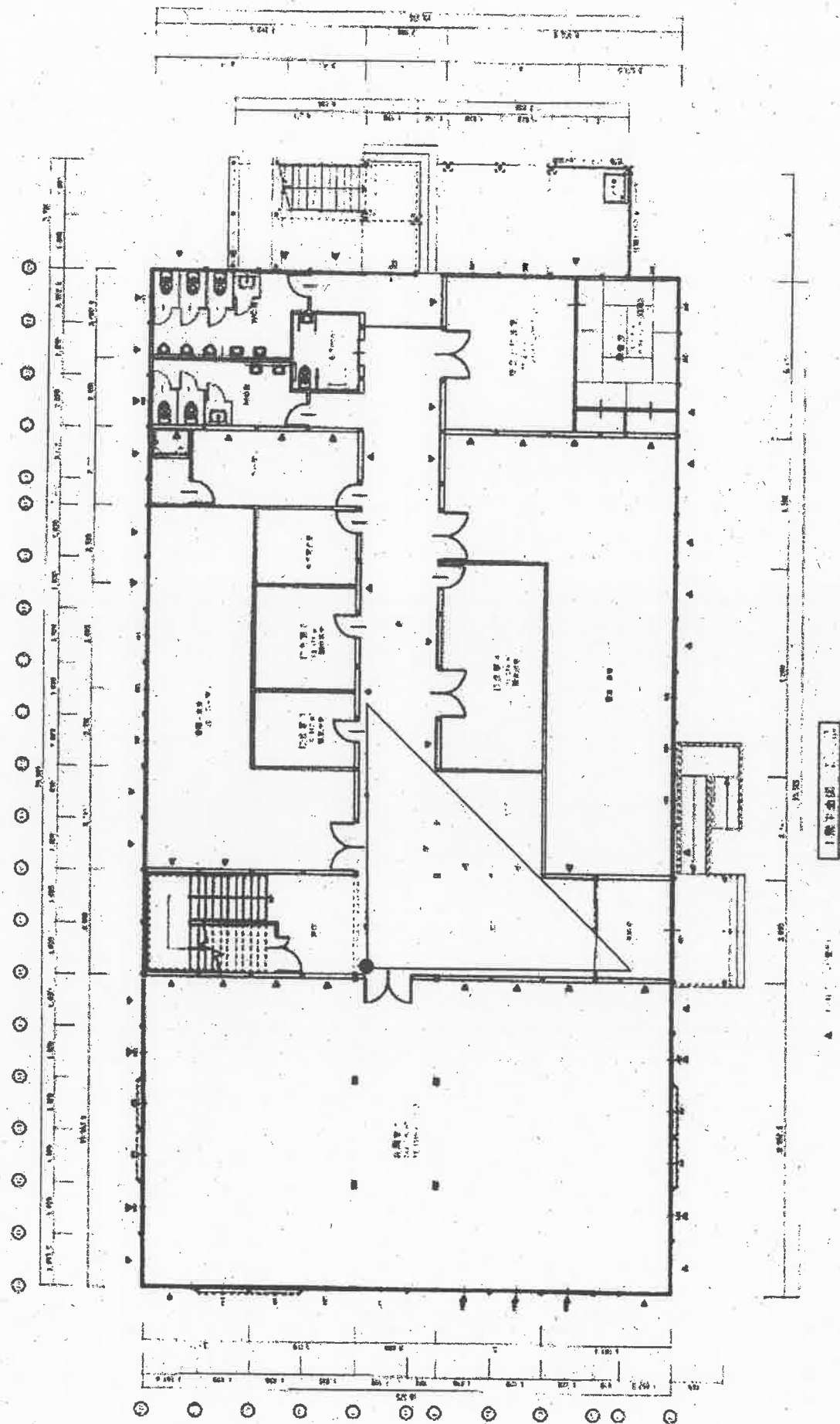
管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

この要項は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

【益城復興事務所平面図 1F】



防犯カメラ及び
およその撮影範囲



防犯カメラ等の設置状況

(所属名：御船高等学校)

項 目	内 容
1 設置施設	御船高等学校
2 設置の目的	施設の安全管理及び防犯等のため
3 設置根拠 (法令等)	
4 撮影の対象者	施設利用者・不正侵入者
5 収集する個人情報 の内容	個人が識別できる全身画像
6 防犯カメラ等 の設置を必要と する理由又は事 情	昨年度、本校駐輪場における生徒の自転車、バイクのいたずらが多発した。全校生徒に注意喚起し、指導を行ったが、軽微ないたずらは後を絶たない。 駐輪場が体育館の奥に位置し、死角になっていることも起因していると考えられ、いたずら、盗難等の抑止効果として防犯カメラ設置の必要性がある。 また、冬季は日暮れが早く部活動後の下校時に、付近が暗くなり危険であることや不審なバイクが学校周辺を爆音をたて、行き来することもあり、正門周辺の不審者対応として、保護者から防犯カメラの設置要望がでていた。実習棟に石が投げ込まれガラスが割れていたこともあり、施設の安全管理面からも防犯カメラの設置は有効であると考ええる。 以上のことから、事件、事故を未然に防ぐためにも防犯カメラを設置し、校内の防犯を行う。

7 カメラの台数 と設置場所	台数：防犯カメラ 8 台 設置場所：駐輪場 1 階 4 台・駐輪場 2 階 2 台・正門 1 台 クラブ室 1 台
8 録画方法、保 存方法	(1) 録画方法 常時録画（終日） (2) 保存方法 レコーダーへの保存（録画保存期間は 1 か月）
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 あり ・ なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 あり ・ なし <ありの場合の提供先> 捜査機関
10 防犯カメラ等 の取扱要項等	あり ・ なし 公表の方法：ホームページに掲載
11 その他の特記 事項	運用開始：令和元年 7 月 1 0 日から

熊本県立御船高等学校防犯カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために御船高校屋外防犯カメラに設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数

カメラは、次のとおり設置する。

駐輪場1階4台・駐輪場2階2台・クラブ室1台・正門1台 計8台

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、校長とする。

5 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像（以下「画像」という。）は、管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、一か月間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を得た者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が3年間保存しておくものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

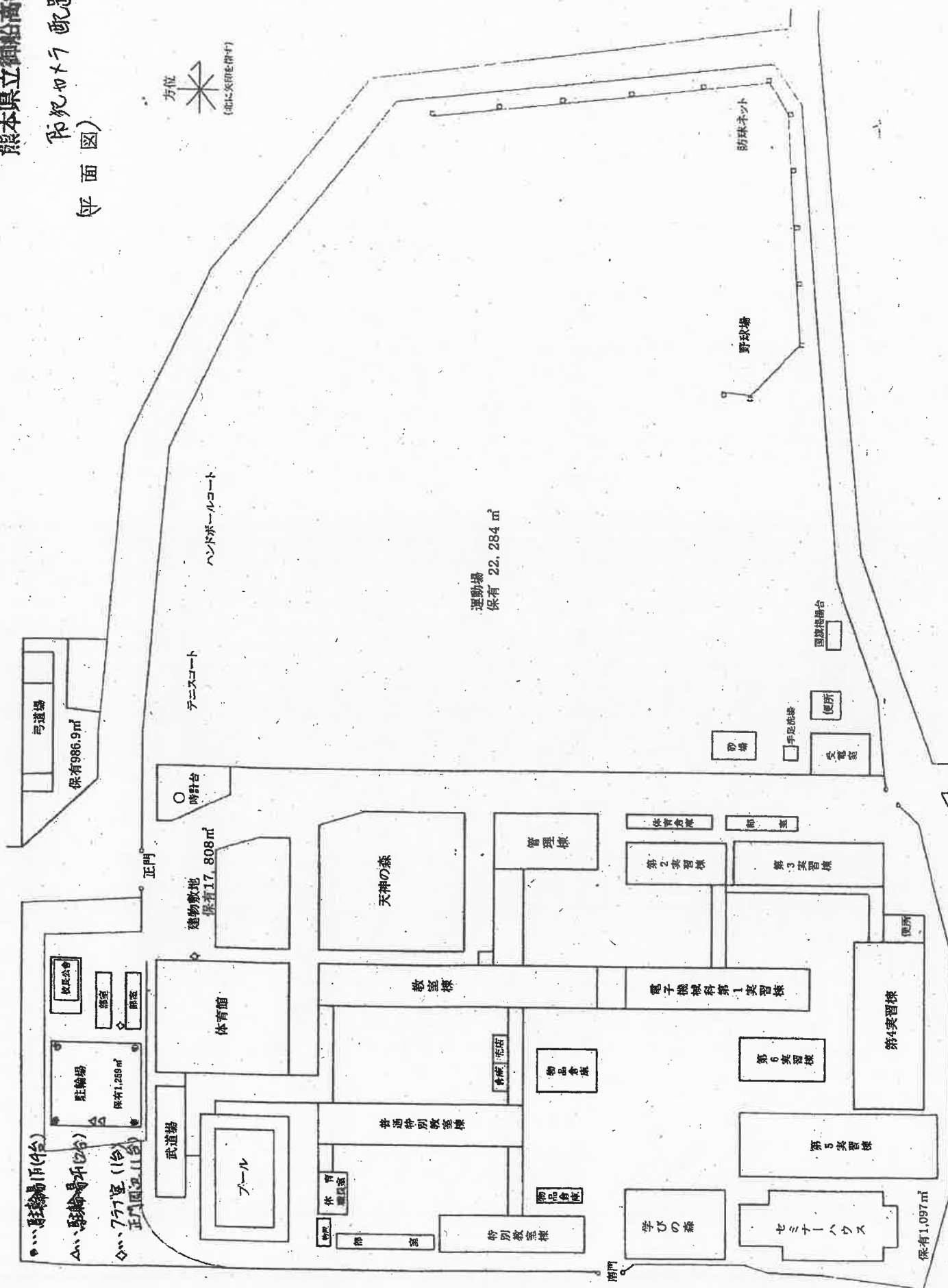
管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

防犯カメラ配置図

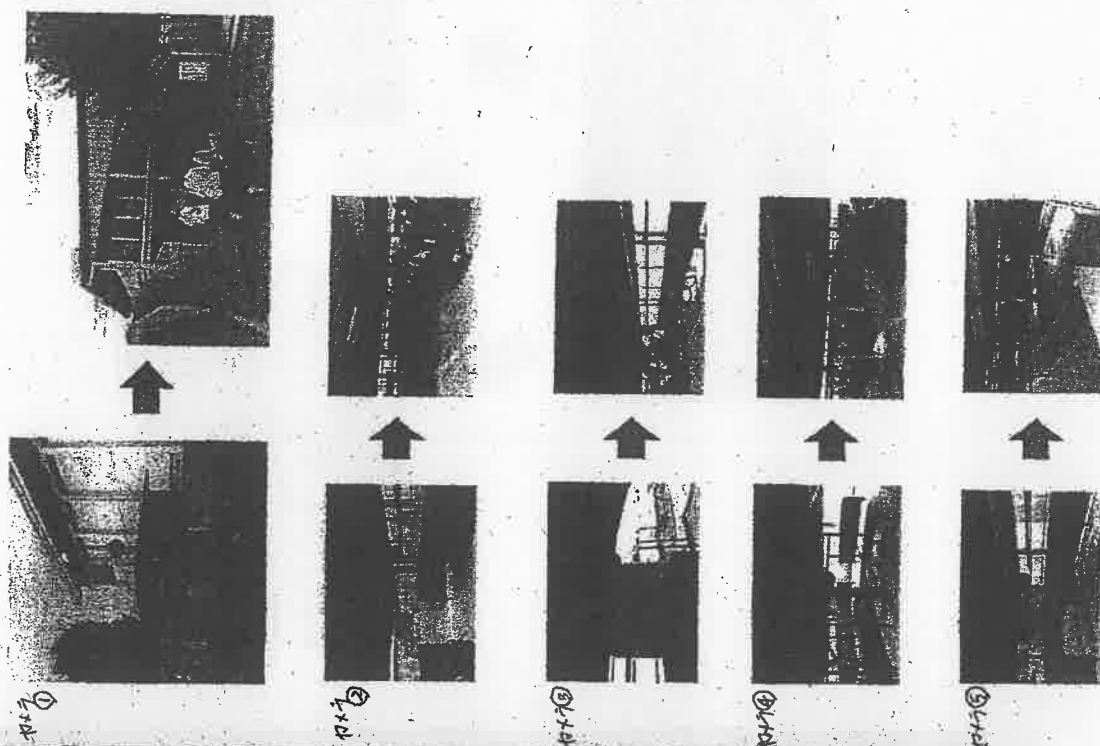
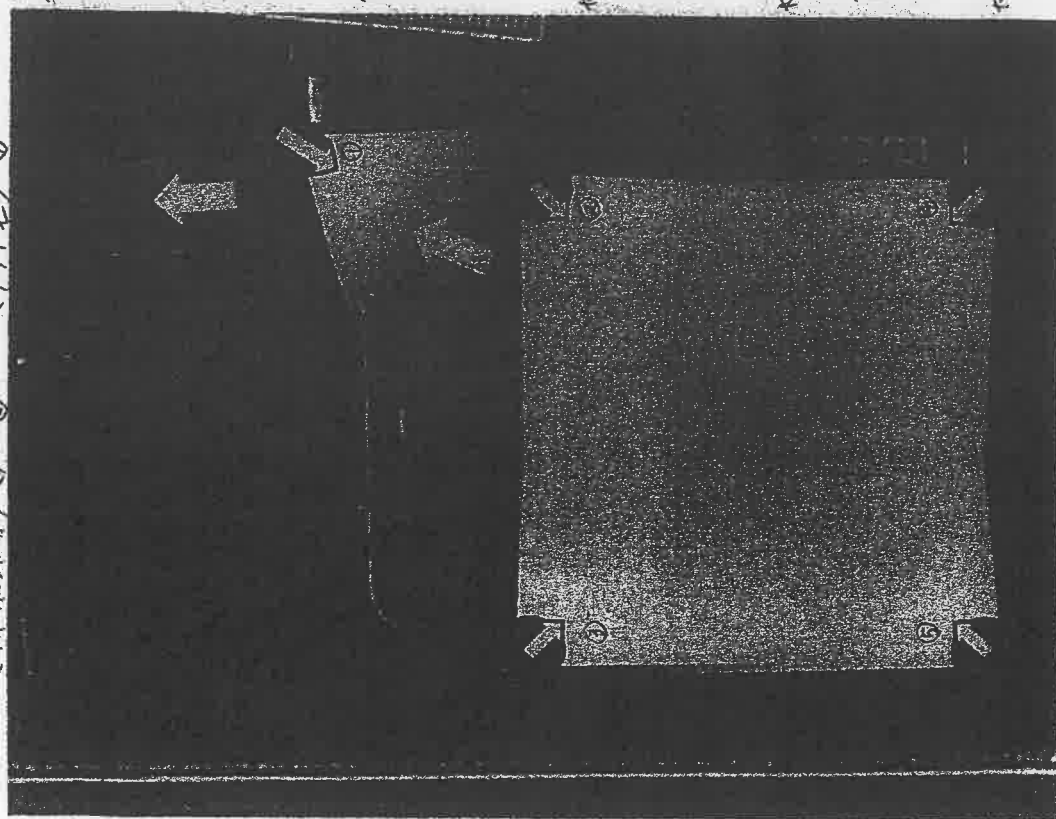
水面



熊本県立御船高等学校 防犯カメラ設置箇所

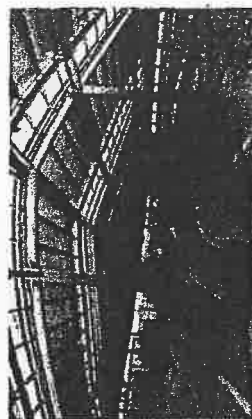
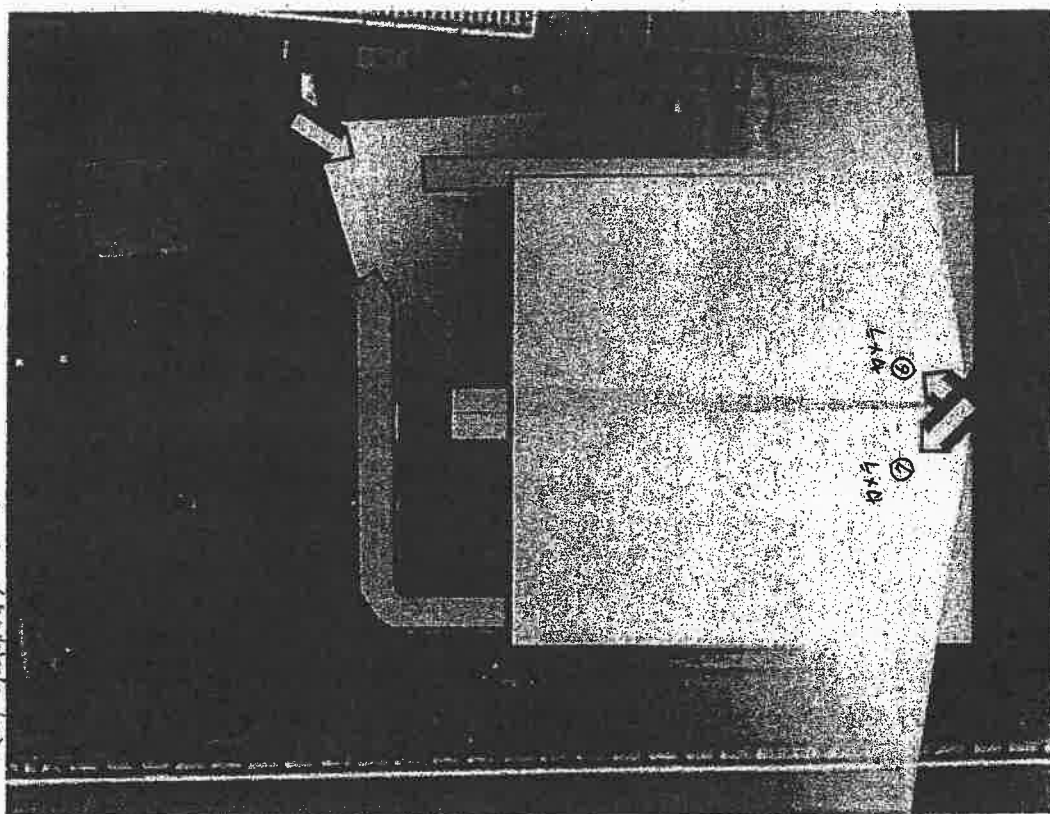
1階イメージ図

＜1F駐輪場＞①～⑤ ＜751室＞⑥



熊本県立御船高等学校 防犯カメラ設置箇所
2階イメージ図

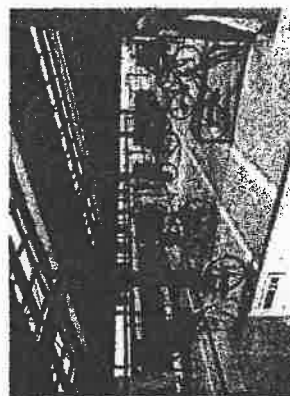
＜2F 駐輪場＞ ④ ⑤



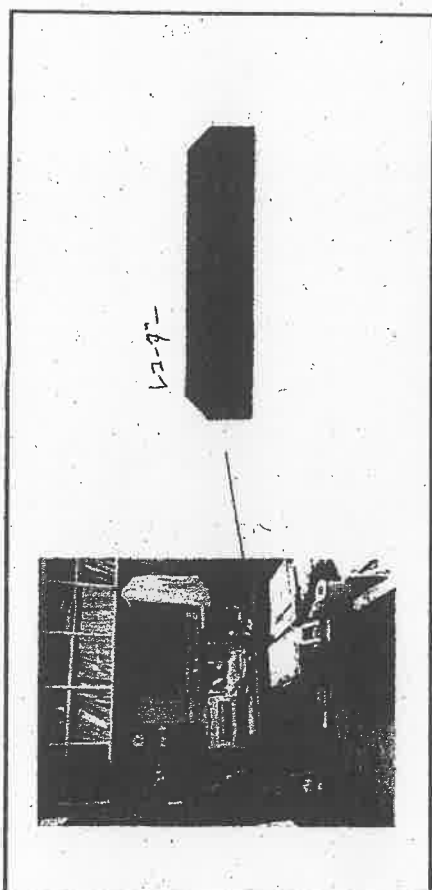
4x7 ④



4x7 ⑤



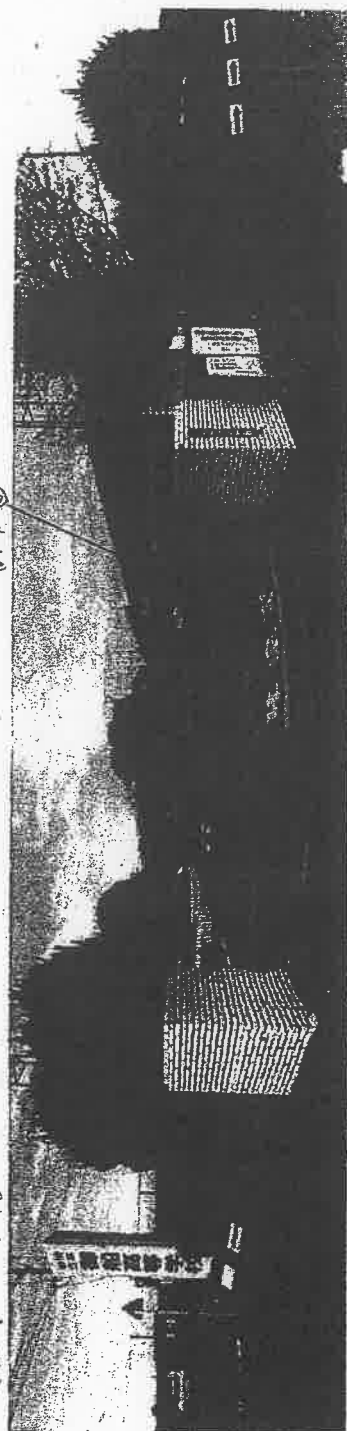
熊本県立御船高等学校 防犯カメラ設置箇所



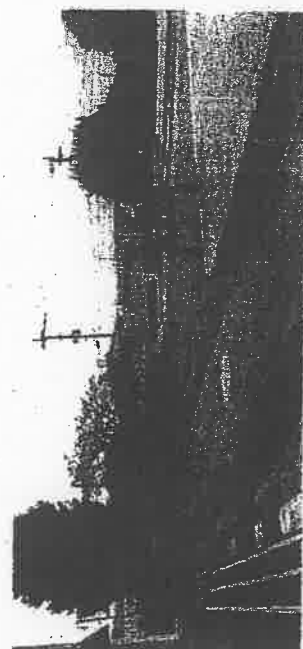
正門前

<正門周辺> ④

カメラ ③



※ 正門の見える所へ設置 (カメラ④)



※ 正門の見える所へ設置 (カメラ⑤)

(別紙1)

防犯カメラ等の設置状況

(所属名：熊本県立熊本はばたき高等支援学校)

項 目	内 容
1 設置施設	熊本県立熊本はばたき高等支援学校
2 設置の目的	施設の安全管理及び防犯のため
3 設置根拠 (法令等)	
4 撮影の対象者	施設利用者、不正侵入者等
5 収集する個人情報 の内容	容姿、行動内容等
6 防犯カメラ等 の設置を必要と する理由又は事 情	○施設の安全管理のため。 ○犯罪の未然防止（犯罪動機の抑止）のため。

7 カメラの台数 と設置場所	北側正面玄関 1台 西側生徒昇降口 1台
8 録画方法、保 存方法	(1) 録画方法 ☒ 常時録画 ・ 異常時のみ録画 (2) 保存方法 ハードディスクに保存
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 あり ・ ☒ なし ＜ありの場合の提供先＞ (2) 異常事態発生時 ☒ あり ・ なし ＜ありの場合の提供先＞ 捜査機関
10 防犯カメラ等 の取扱要項等	☒ あり ・ なし 公表の方法：ホームページ掲載
11 その他の特記 事項	運用開始日 令和元年（2019年）10月23日

熊本県立熊本はばたき高等支援学校
防犯カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県立熊本はばたき高等支援学校に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、熊本県立熊本はばたき高等支援学校の次の場所に設置する。

①北側正面玄関 1台 ②西側生徒昇降口 1台

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、熊本県立熊本はばたき高等支援学校長とする。

5 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像は、（以下「画像」という。）管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、2週間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を得た者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が5年間保存しておくものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

(別紙1)

防犯カメラ等の設置状況

(所属名：熊本県博物館ネットワークセンター)

項 目	内 容
1 設置施設	熊本県博物館ネットワークセンター
2 設置の目的	館内ロビー及び展示室内の防犯、安全管理
3 設置根拠 (法令等)	熊本県博物館ネットワークセンター防犯カメラ等の管理に関する要項
4 撮影の対象者	展示室における企画展等への来館者
5 収集する個人情報 の内容	来館者の状況
6 防犯カメラ等 の設置を必要と する理由又は事 情	展示室等における企画展等は全て無料であり、来館者は、外来者用自動ドアから自由に入出りできる。 館内ロビー及び展示室内まで職員の目が行き届かないことから、来館者の有無の確認や展示品の盗難防止及び安全管理のために防犯カメラが必要である。

7 カメラの台数 と設置場所	3台 玄関ロビー及び展示室内
8 録画方法、保 存方法	(1) 録画方法 常時録画 (2) 保存方法 ハードディスク
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 なし (2) 異常事態発生時 あり 〈警備会社、警察〉
10 防犯カメラ等 の取扱要項等	あり 公表の方法：掲示板
11 その他の特記 事項	

熊本県博物館ネットワークセンター防犯カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県博物館ネットワークセンターに設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、熊本県博物館ネットワークセンターのロビー及び展示室に設置する。

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、課長補佐（主幹）とする。

5 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像は、（以下「画像」という。）管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、10日間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面（様式1）に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を得た者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿（様式2）は管理責任者が7年間保存しておくものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

(附則)

この要項は、令和元年（2019年）12月18日から施行する。

(様式 1)

保存期間延長申請書

1 申請期日

令和 年 月 日

2 申請者の所属・氏名

所属: _____

氏名: _____

3 保存期間延長の理由

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no handwriting or printed text on the paper.

(様式2)

監視カメラ閲覧記録簿

1 閲覧期日

令和 年 月 日

2 閲覧者の所属・氏名

所属；

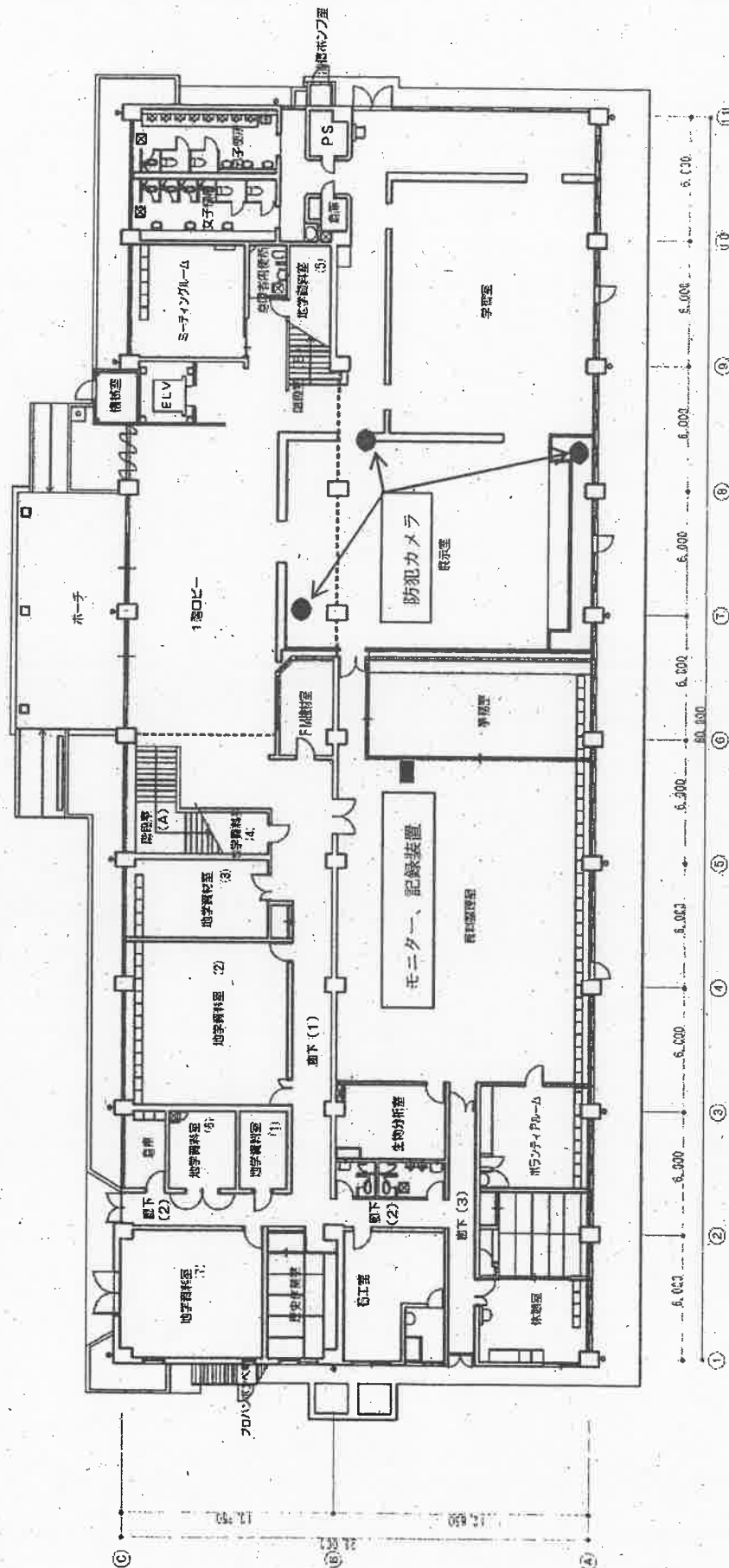
氏名；

3 閲覧目的

4 閲覧内容（対象者・対象日時等）

5 備考

熊本県博物館ネットワークセンター防犯カメラ等配置図



1階平面図 1/200

(別紙2)

ドライブレコーダーの設置状況

(所属名：産業技術センター)

項 目	内 容
1 設置車両	三菱ランサーカーゴ (熊本400た6082)
2 設置の目的	職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のため
3 設置根拠 (法令等)	産業技術センター公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項
4 撮影の対象者	公用車フロントガラス前方の道路状況、周辺通行車両及び車両の運転手、通行者等
5 収集する個人情報 の内容	個人が識別できる映像及び音声 車両の登録番号が識別できる映像
6 ドライブレコーダーの設置を 必要とする理由 又は事情	当センターでは、計量法に基づき計量器の検定、定期検査及び立入検査等を県内全域で行っている。 検定・検査を行う場所へは、センター職員及び検定検査業務を委託している（一社）熊本県計量協会の職員（以下「職員」という。）が公用車を運転して行っているが、業務を行う地域が県内全域に及ぶため、1日の走行距離・時間が長くなることも多い。 そのため、交通事項等の危険性も高く、万が一事故等が発生した場合、事故処理を適切に進めるためには、事実確認及び原因分析のための証拠の保全が重要である。 また、運転状況を撮影することにより、職員の公用車運転時の安全意識の向上にもつながるため、当該公用車にドライブレコーダーを設置する必要がある。

7 レコーダーの 台数と設置場所	設置台数：1台 設置場所：公用車のフロントガラスに前方に向けて設置
8 録画方法、保 存方法	(1) 録画方法 ☒ 常時録画 ☐ 異常時のみ録画 (2) 保存方法 ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録を行 い、事故等発生した場合は、パソコンへ保存する。 ※一定時間で上書き更新しながら常時録画するため、日常的 な保存は行わない。
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 あり ☒ なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 ☒ あり ☐ なし <ありの場合の提供先> 交通事故等の事実確認及び原因分析のために必要な証拠と して警察、裁判所等へ提供
10 ドライブレコ ーダーの取扱 要項等	☒ あり ☐ なし 公表方法：ホームページ
11 その他の特記 事項	

産業技術センター公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、産業技術センターが所管する公用車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）の設置及びこれにより記録された映像情報（以下「記録データ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ドライブレコーダーの設置目的

ドライブレコーダーは、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のために設置するものとする。

3 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する公用車

設置の対象とする公用車は、産業技術センターが所管する次の公用車とする。

設置車両を変更した場合には、管理責任者にその旨を報告するものとする。

① 三菱ランサーカーゴ（熊本400た6082）

(2) 撮影対象

ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方に向けて設置し、車両前方の映像を撮影する。

(3) 撮影時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

(4) 記録

ドライブレコーダーで撮影した画像は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

4 管理責任者の指定

(1) ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

(2) ドライブレコーダー及び記録データの管理責任者は産業技術センター所長とする。

5 記録データの管理方法

(1) 記録データの管理

ア 記録データは一定時間（1時間程度）の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。

イ 記録データは、盗難、紛失等の防止のため、通常は公用車のドライブレコーダーに装着したまま、公用車のすべてのドアを施錠して管理する。

(2) 記録データの閲覧等

ア 記録データの閲覧は、原則として事故等が発生した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を受けた者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が3年間保存しておくものとする。

(3) 記録データの保存

記録データの保存期間は1年間とする。

ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(4) 記録データの複写

記録データの複写は、原則として行わない。ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、必要と認められる最小限度において、記録データを複写することができる。

(5) 消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 記録データの利用及び提供の制限

(1) 記録データは、交通事故等の事実確認及び原因分析のためにのみ利用及び提供するものとし、それ以外の目的に利用及び提供してはならない。

(2) 記録データの提供を行った場合は、提供日時、相手方の名称、提供理由、提供したデータの内容等を記録した記録簿を作成するものとする。

7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

この要項は、平成31年(2019年)3月22日から施行する。

平成 年度(年度)ドライブレコーダー記録データの閲覧記録簿

産業技術センター

閲覧日時	閲覧者	閲覧目的	閲覧したデータの内容	備考
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

平成 年度(年度)ドライブレコーダー記録データの閲覧記録簿

産業技術センター

提供日時	相手方の名称	提供理由	提供したデータの内容	備考
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

(別紙2)

ドライブレコーダーの設置状況

(所属名：上益城地域振興局農地整備課)

項 目	内 容
1 設置車両	上益城地域振興局農地整備課 公用車
2 設置の目的	ドライブレコーダーは、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のために設置するものとする。
3 設置根拠 (法令等)	熊本県上益城地域振興局農地整備課公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項
4 撮影の対象者	設置公用車フロントガラス前方の道路状況及び周辺通行車両、通行車等
5 収集する個人情報 の内容	・個別が識別できる映像 ・車両の登録番号が識別できる映像
6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由又は事情	職員の安全運転意識向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のため

7 レコーダーの 台数と設置場所	4台 公用車前方
8 録画方法、保 存方法	(1) 録画方法 ☒ 常時録画 ・ ☐ 異常時のみ録画 (2) 保存方法 メモリカード ※公用車運転時、異常がない場合はデータを一定時間で上書き更新しながら常時録画し、異常時は上書きせず該当データを保管して運用する。
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 ☒ あり ・ ☒ なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 ☒ あり ・ ☐ なし <ありの場合の提供先> 管理責任者の許可を受けた者
10 ドライブレコ ーダーの取扱 要項等	☒ あり ・ ☐ なし 公表方法：所内に掲示
11 その他の特記 事項	

上益城地域振興局農地整備課公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部農地整備課が所管する公用車に設置するドライブレコーダーの設置及びこれにより記録された映像情報（以下「記録データ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ドライブレコーダーの設置目的

ドライブレコーダーは、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のために設置するものとする。

3 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する公用車

設置の対象とする公用車は、上益城地域振興局農地整備課が所管する全ての公用車とし、設置する車両は以下のとおりとする。

設置車両を変更した場合には、管理責任者にその旨を報告するものとする。

- ① 熊本 400 た 8381 日産 AD バン
- ② 熊本 580 ふ 2984 ホンダライフ
- ③ 熊本 480 め 6063 ホンダ N バン
- ④ 熊本 581 ま 7170 スズキハスラー

(2) 撮影対象

ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方に向けて設置し、車両前方の映像を撮影する。

(3) 撮影時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

なお、ドライブレコーダーの作動は、エンジンが稼働している場合のみである。

(4) 記録

ドライブレコーダーで撮影した画像は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

4 管理責任者の指定

(1) ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

(2) ドライブレコーダー及び記録データの管理責任者は熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部農地整備課長とする。

5 記録データの管理方法

(1) 記録データの管理

ア 記録データは一定時間（約 40 分程度）の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。

イ 記録データの保存は1か月間とする。

ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(2) 記録データの閲覧等

ア 記録データの閲覧は、原則として事故等が発生した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を受けた者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が1年間（文書の保存期間）保存しておくものとする。

(3) 記録データの複写

記録データの複写は、原則として行わない。ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、必要と認められる最小限度において、記録データを複写することができる。

(4) 消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 記録データの利用及び提供の制限

(1) 記録データは、交通事故等の事実確認及び原因分析のためにのみ利用及び提供するものとし、それ以外の目的に利用及び提供してはならない。

(2) 記録データの提供を行った場合は、提供日時、相手方の名称、提供理由、提供したデータの内容等を記録した記録簿を作成するものとする。

7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

この要項は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

平成 年度(年度)ドライブレコーダー記録データの閲覧記録簿

上益城地域振興局農地整備課

閲覧日時	閲覧者	閲覧目的	閲覧したデータの内容	備考
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

平成 年度(年度)ドライブレコーダー記録データの閲覧記録簿

上益城地域振興局農地整備課

提供日時	相手方の名称	提供理由	提供したデータの内容	備考
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				